

2018年10月1日

## 移転価格税制に係る文書化のプロポーサルご送付をお知らせ

クライアント各位

日本では、2017(平成29)事業年度(正確には2017年4月1日以降開始する事業年度)より、全事業年度国外関連取引の合計金額が50億円以上又は無形資産取引の合計金額が3億円以上の企業について、ローカルファイルの同時作成義務が課されることとなり、2016(平成28)事業年度(これも正確には2016年4月1日以降開始する事業年度)より施行されているマスターファイル及び国別報告書(Country by Country report)提出義務と合わせて、本格的に移転価格税制に係る文書化義務がスタートいたしました。国税庁とほぼ同時期に、東南アジア諸国についても、同様に移転価格に係る文書化義務が徐々に制定されてきております。

タイにおきましては、日本と同様、2017事業年度以降より、移転価格税制及び移転価格税制に係る文書化義務の法制化が公表されてきましたが、2019事業年度(こちらは2019年1月1日以降開始する事業年度)へ延期されております。

もっとも、上記の通り、日本及び他の東南アジア諸国で、会計期間2017年事業年度以降より、移転価格税制に係る文書化が施行されたことから、タイにおける移転価格税制に係る文書化のサービスや費用について関心を寄せるクライアントは非常に多いものと思っております。

前述の通り、タイにおける移転価格税制の法制化については2019事業年度まで延期されましたが、適用対象企業の範囲(現在法案の審議過程において省令により最低所得2億バーツ以上で設定すべきものとされ、その案で修正可決される見込みです)や文書化の詳細(詳細についてはこれも省令に委任されています)はまだ明らかにされていません。しかし、企業によっては、企業内で記録されている財務データの不足が原因で、関係会社取引や対象企業の財務分析に半年以上を要する場合もございますので、早めの検討が必要な場合があります。また、移転価格税制法制化後は、税務調査において、これまで以上に移転価格税制を根拠とした課税をされるリスクが増大することが予想されますので、文書化の対象とならない企業についても、移転価格税制をにらんでの関係会社との取引価格に対する一定の分析及びその対策をしておくことは将来の税務調査対策としても有益なことです。

そこで、弊事務所における移転価格税制に係る文書化サービスの概要及びおおよその費用について、添付の通り、お知らせすること致しました。弊事務所では、実力あるタイ人CPA及びCPDを擁するほか、タイ税務調査及び国際税務についての知見も豊富に有しております。また、タイ歳入局が移転価格税制のもととなる2002年歳入局規則作成の際のヒアリングにも、弊事務所は招聘された実績を有しております。従って、移転価格税制に係る文書化についても、有益なサービスをご提供できるものと自負しております。

弊事務所の添付プロポーザルをぜひよくご覧になっていただき、ご検討いただければ幸いです。また、ご不明な点がございましたら、下記まで、お気軽にご連絡ください。

※弊事務所より移転価格税制に係る文書化のプロポーサルをすでにお受け取りになっているクライアントにおきましては、本メールによりご送付させて戴いたプロポーサルをもって最新と致しますので、以前のプロポーサルは破棄していただきますようお願いいたします。

Ariya Tax & Corporate Services

川村 励(日本国弁護士)

Tel (Direct) : (+66-2) 090-2770